

令和 7 年度敬老地域ふれあい事業交付金について

高齢者が地域で集える場づくりを支援し、高齢者と地域の交流を活発にするため、各自治会・校区等で実施する敬老会事業を通して、高齢者の社会参加を促進します。

(1) 交付対象

事業内容	敬老会等、高齢者参加型の敬老事業 (記念品配布のみ等は対象外)
対 象 者	敬老会等に参加した、70歳以上の方 (参加しなかった方は対象外)
実施主体	単位自治会または校区連合自治会
交 付	原則 年 1 回

※実施主体である、単位自治会または校区連合自治会に交付します。

(2) 実施期間

敬老月間(9月)もしくはこれに近い時期(原則)

(3) 交付金額(①、②のどちらか少ない方の金額)

①	@ 1,000円×参加人数(70歳以上の方)
②	敬老会事業の支出総額

(4) 交付申請方法

事業終了後1か月以内に、所定の交付申請書に次のものを添付して介護福祉課に提出してください。

添付書類

① 参加者名簿(住所・氏名・年齢を記載)

※令和6年度に交付申請された自治会様で、市役所介護福祉課で、便宜上作成した、令和5年度名簿に年齢を一歳追加した名簿をご使用された自治会様には、前回提出していただいた名簿に年齢一歳追加したものをお渡ししますので、ご利用ください。その他の自治会様で、同様の名簿をご必要の場合は、市役所介護福祉課まで、お問い合わせください。

② 当日の様子がわかる写真

③ 事前の案内状や広報チラシ

④ 敬老会事業の収支決算書

⑤ 敬老会事業の支出総額の根拠資料(領収書写し等)

⑥ 「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」又は、口座振替依頼書

※前回申請時と同じ口座に振込希望される場合は、「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」のみ、提出してください。

(5) 交付時期・方法

原則として、交付申請書提出日の翌月 30 日（30 日が土日・祝日の場合は前営業日）に、ご指定の口座に振り込みします。（ただし、申請内容の誤りなどにより翌々月になる場合があります。）

※ 様式、記入例、Q&A 等については、7 月に別途お送りします。

【窓口・問い合わせ先】

新居浜市福祉部介護福祉課 高齢福祉係

TEL 0897(65)1241

前年度からの変更点 気をつけていただきたい点

- 交付の時期が変更

月末までに提出いただいた場合、原則、翌月の**20日30日**（土日・祝日の場合は前営業日）に指定の口座に振り込みます。

- 補助金の併用申請はできない

他の補助金等の対象である事業（高齢者の生きがいと健康づくり事業等）を敬老地域ふれあい事業として、交付申請することはできません。

- 支払い時のポイント相当分は決算書に記載しない

クレジットカード決済などでポイントがついた場合は、**ポイント相当分を差し引いてください。**

- 当日の写真は、**なるべく集合写真**

参加人数がわかる写真を添付してください。（添付する名簿の人数と、写真に写っている人数が一致するように）